

維新の会の長崎ひろちかでございます。

第三回定例会におきまして、一般質問の機会を与えて頂きましたことに感謝申し上げます。本定例会最後の一般質問者となりました。また四年ぶりの登壇になりますが、先輩、同僚議員の皆様におかれましては、いま、しばらくの間ご静聴を賜ります様よろしくお願ひいたします。市長はじめ理事者の皆様には、できるだけ端的に質問してまいります。明快でわかりやすいご答弁を宜しくお願ひいたします。

まず初めに生活保護費の医療扶助に係る、かかりつけ薬局の義務化についてお願ひいたします。

厚生労働省によると(以下厚労省と略します。)全国の生活保護者数は今年8月時点で215万9877人、受給世帯159万249世帯で保護世帯数は過去最多を更新致しました。

生活保護者が増え続ける中、厚労省は今年の8月から生活保護費のうち食費や高熱水費に充てる「生活扶助」の基準額を減額しています。生活扶助の基準額引き下げは2004年度以来で、本年度予算で1.5%、総額150億円の削減となり受給している96%にあたる約158万世帯で支給額が減ることになります。減額幅は世帯構成や年齢、居住地域により異なりますが、子育て世代など人数の多い世帯での影響が大きく、4人世帯で月額7千円ほど減るケースもあります。今後も、2014年、15年度とも段階的に引き下げられ、最終的に計6.5%、670億円削減となる見込みです。国では抑制傾向にあります。生活保護制度は、日本国憲法第25条での理念に基づいた最低限度の生活を保証するもので、健康と命に関わる重要なセーフティーネットと理解しています。一方、生活保護費関係が急増の中、自治体によっては独自に生活保護費の適正な抑制を図る取り組みもみられます。

大阪府東大阪市ですが、生活保護費の約半分を占める医療扶助費が増大し続ける中、過剰な薬の処方を防ぐため各受給者が薬を受け取る薬局を一箇所限定する、かかりつけ薬局制度を導入する方針を明らかにしています。今年の八月頃から実施する方向で調整し、受給者には薬局の登録を促進しています。適正な処方による受給者の健康管理が目的としていますが、高齢化などに伴って増大する医療扶助費の抑制の効果も期待しています。具体的には、かかりつけの薬局を1ヶ所に限定し登録してもらい自治体が発行する調剤券に登録薬局を明示し登録薬局でのみ薬が受け取れるという内容です。医療費は原則公費で全額負担され窓口負担がない為、過剰な診療や二重の薬の投与、不正な薬の転売目的等が防がれ、同時に安価な後発医薬品(ジェネリック

医薬品)の利用促進にもつながるとみています。

本市においても保護率が高く医療扶助費が全体の43、1%を占めており、同様の懸念される問題があると思います。そこでお伺いいたします。特に過剰な診療や薬を必要以上に処方されている実体があるのか、また月々のレセプト等の審査を経る過程でそれらの事実が的確に把握できるのかお聞かせください。更には東大阪市のかかりつけ薬局の評価も合わせてお答えください。

生活保護を受給されている方々には高齢者や障害者が多くおられます。特殊な薬は1ヶ所で入手できない場合や病状により複数の医療機関にかかっておられる方々もおられます。これらの方々の適切な医療行為を受ける権利は確保しなければなりません。その上で、本市においても適正な医療行為の為、かかりつけ薬局の義務化を検討すべきと考えますが当局の見解をお聞かせください。

次に子宮頸がんワクチン(HPV)についてお伺いいたします。

厚生労働省は、子宮頸がんでは年間約2700人が死亡している現状に対して、今年4月より予防接種法を改正し予防ワクチンの接種を促進しています。新たに定期接種として位置づけられ小学校6年から高校1年相当年齢の女性を対象に1人計3回の接種を受けることで効果があるとし、全額公費で受けられる様になりました。

しかし、接種後に傷みやしびれなどの副作用を訴える中高生が相次ぎ同ワクチンとの因果関係を否定できない症状が見られることから本年6月14日の厚生労働省専門家検討会が積極的な接種の呼びかけを適切な情報提供ができるまでの間、一時中止すると決めた異例の発表を行いました。

ただし、ワクチンの接種自体は中止せず、各自治体に対し対象者の個別案内は控える様、勧告をしています。

定期接種の積極的な勧奨を控えるのは2005年の日本脳炎について2例目という事だそうです。お伺いいたします。この子宮頸がんワクチンについて国会での議論や国の動向を踏まえ副作用や安全性の認識について当局の見解をお聞きいたします。

厚労省調べで、国内での副作用の報告状況については、子宮頸がんのワクチンは2種類ありますが、サーバリックスとガーダシルの接種者の推計328万の内、平成21年12月からの今年3月31日までの間、医療機関からの報告が計1196人、重篤の方が358件となっております。状況として全身の傷みや脱力そして頭痛等が報告されています。

このような状況を踏まえお聞きいたします。これまで本市の接種された人数と

回数はどれだけあるかまた副作用を訴えた方はおられるかお答えください。  
このワクチン接種の対応について、千葉県野田市では国が専門家による評価を行い積極的な勧奨の再開の是非を改めて判断する結論がでるまで今年の6月18日より予防ワクチンの定期接種を原則見合わせる事を決めています。厚労省の積極勧奨を一時控える以上に、更に踏み込んだ内容で市内40の医療機関に接種見合わせの通達を出しています。野田市によると接種を強く希望する市民には保健センターでワクチンの有効性とリスクを説明した後、接種を受けてもらう様にしています。

予防接種法は市町村長に定期接種を行うよう義務付けられておりますが厚労省は野田市の対応について、接種の機会を確保しており違反とは言えないとしています。このワクチン問題については厚労省が定期接種は継続するも積極的な推奨はしないという一見矛盾した方針転換に戸惑っている保護者も多数おられます。本市もこれまで接種を受けた人や今後、希望する方に対して有効性や副作用等に関する情報を広く周知を図る必要があると思います。

私は先般、常任委員会で鹿児島市へ行政視察に行きました。鹿児島市ではホームページ等での情報提供と相談対応を強化されておりました。本市においてはこの情報提供についてはまだまだ不十分だと言えます。今後、市報やホームページ等で広く周知し不安解消に努めるべきと考えますが如何でしょうか？お答えください。

子宮頸がんは、ワクチンが無くても検診で早期発見すればほぼ100%完治するとされています。しかし検診率は全国平均で平成22年度21, 0%にとどまっています。本市でも10, 7%と低調と言えます。検診率約80%と高いイギリスでは訓練を受けた女性の看護師が診療所で行っています。このような安全で確実な検診方法を検証する様、積極的に国に要請してみてもいいと思いますが市長の見解をお聞かせください。

これで第一問目を終わります。

第二問目は、市内小中公立校の土曜授業についてお伺いいたします。

文部科学省では来年度から、学力向上に向け土曜授業を行う公立校に対して補助制度を設ける方針を決めています。月一回以上の授業を実施することを

想定し、実施自治体の推進を促す為、講師への謝礼や教材費など必要な経費の一部が補助されます。来年度は全公立校の約2割にあたる計6700校行い3年間で全公立校での実施を目指としています。想定される授業内容は、総合的な学習の時間、英語教育、道徳、特別活動、科学の実験教室など様々で教科以外の授業も対象となっています。

土曜授業はゆとり教育を基本に2002年度から完全学校週5日制が実施されたことにより土曜日は文科省令で休業日となりました。しかし文科省では週5日制の導入に伴い学校教育法施行規則(以下同規則と略します。)で土曜授業を「特別の必要がある場合」は授業ができる事を認めていました。しかし、この同規則については先日の臨時国会において「特別の必要がある場合」と限定している要件を緩和する同規則が改正されています。の改正を受けて今後、各自治体の主体的な判断で土曜授業が実施出来るようになりました。これまで、同規則の要件が限定されていたため、躊躇していた学校設置者である教育委員会においては行いやすくなったと言えます。そこでお伺い致します。今臨時国会の改正をどの様に、評価されているか、また今後の実施状況で公立校の学力格差に影響をおよぼさないか？合わせて教育長の見解をお聞きいたします。

国が積極的に推進する中、今年の7月に文科省が全国一斉に公立小中学校に土曜授業等に関する調査を全国の教育委員会に行っております。調査項目で土曜授業の必要性についても調査を行い区市町村教育委員会の1割程必要としたのに対し必要なしが3割程、どちらでもないが6割弱でありました。お伺いいたします。本市教育委員会においてはどちらとも言えないと回答されています。では、必要性和課題は何か明確にお答えください。

全国の教育委員会レベルでは土曜授業の認識が決して高いと言えないことがこの同アンケート調査で見取れます。また、土曜授業を行う際の、課題についての問いには、教員の負担や勤務体制の調整が困難、部活動の日程、地域の教育活動との調整等が困難との理由が挙げられ、現実的にはなかなか簡単にできない事情が窺えます。

それぞれ自治体の温度差はありますが既に実施に前向きな自治体もあります。毎日新聞が今年の4月に行った取材によると、把握している分では12の都道府県。近隣都市の大阪市や京都市、中核都市の宇都宮市なども実施予定があると報じられおり今後更に増加していくと思われれます。今回の調査では先に申し上げましたが、本市教育委員会においては、土曜授業の必要についてどちらとも言えないと回答し、具体的に実施する場合の基本方針を示すことについては検討していないとしています。そこでお伺いいたします。今後、同じ公教育で地域間の教育行政に差がでてくるとも言えます。その上で、本市教育委員会の

土曜授業についての見解をお聞かせください。

今年の3月にベネッセ教育開発センターと朝日新聞社が共同で行った小中学校保護者意識調査によると全体で7割を超える保護者が完全学校週6日制か隔週学校5日制のいずれかを選んでいきます。毎週か隔週かの違いはありますが多くの保護者が土曜授業を希望し、中でも経済的にゆとりがないと答えている保護者も多く望む声がありました。私自身は土曜日を必ずしも有意義に過ごせない子供達が少なからずいる現実の中で方向性としては、土曜授業に賛成です。

文科省では来年度から土曜授業を行う公立校への補助制度を設ける予定ですが対象校については実施意向調査の結果を踏まえ今後指定するとしています。お伺いいたします。本市も諸事情があったとしても工夫することで、まずは、月一回からの実施であれば体制を整えることは可能ではないでしょうか？より質の高い授業の実施のためにも積極的に手を挙げられたらと考えますが如何でしょうか？市長との見解をお聞きいたします。これで第二問目をおわります。

### (三回目登壇)

教育委員会委員長にお聞きいたします。

土曜授業については文部科学省の諮問機関(中央教育審議会)が08年に体験的学習や補充学習の為に土曜日を活用する重要性を答申しています。また昨年の総選挙で自民党も公約で掲げておられました。結果としては、全国一律で実施する制度化にはいたっておりませんが、これまで様々な議論がありました。土曜日の子供の過ごし方にかかる問題、ゆとり教育の見直し、新学習指導要領で増加した時間数の確保等、様々です。金曜日の一般質問では北村章治議員が本市の学力向上策について万策が尽きたのではとも指摘されました。子供たちの教育環境の充実は誰もが願うことですが、土曜授業について教育委員会委員長の率直な感想をお聞かせください。

これで私の全ての質問をおわります。ご静聴賜り有難うございました。